

2024年6月19日

会員各位

一般社団法人長崎県産業資源循環協会
会長 中ノ瀬浩己
(公印省略)

長崎県と締結した災害廃棄物の処理に関する協定が
経営事項審査（建設業）の加点対象となることについて（お知らせ）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会では、災害時の廃棄物処理について平成23年6月30日、長崎県と協定を締結しています。このことにより、当協定が長崎県の経営事項審査（建設業）の加点対象となりますのでお知らせ致します。

手続き等については下記のとおりです。申込の際は、『経営事項審査に必要な書類の交付について（依頼）』文書（別紙1）に必要事項記載のうえ、代表者印を押印し、協会事務局へ郵送して下さい。

なお、他の団体で災害防止協定等の同様の加点を受けている方は、二重に加点を受けることはできませんので申し添えます。

※災害時に協力・支援可能な資機材等（調査票）を提出されていない方には、証明証の発行が出来ませんのでご理解下さい。

記

- (1) ○『経営事項審査に必要な書類の交付について（依頼）』文書（別紙）
「所在地」「商号又は名称」「代表者名」「建設業許可番号」「審査基準日」を
記入し、代表者印を押印下さい。
上記書類の作成が完了しましたら、協会事務局まで郵送して下さい。

↓

- (2) 協会へ上記書類が届きましたら下記の関係資料を郵送致します。
- ①『証明書』（会長印押印）
 - ②『地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書』の写し
 - ③災害時支援体制組織図（連絡網）及び支部名簿

連絡先 一般社団法人長崎県産業資源循環協会
〒850-0874
長崎市魚の町1番23号 フォーレ長崎105号
TEL 095-832-8620 FAX 095-823-4470

※新たに建設業の許可を取得した場合は、許可証を事務局まで送付してください。

年 月 日

一般社団法人長崎県産業資源循環協会
会 長 中ノ瀬浩己 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

建設業許可番号

(審査基準日 年 月 日)

※直前の決算日をご記入下さい。

経営事項審査に必要な書類の交付について（依頼）

私（当社）は、貴一般社団法人長崎県産業資源循環協会の会員として産業廃棄物処理業に従事するとともに、許可を得て建設業を営んでおります。

この度建設業法に基づく経営事項審査を受けるにあたり、貴協会会長の『証明書』等をいただく必要が生じたので必要書類の交付をお願いします。

なお、証明書の発行をいただきました上は、長崎県と貴協会の協定に基づく災害応急活動への協力は勿論のこと、貴協会の発展及び活動に対して一層協力する所存でありますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

記

1. 『証明書』等の発行を必要とする理由

- ・県が行う経営事項審査において「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」が評価対象とされているため。

2. 必要とする書類

(1) 『証明書』

○協定書に基づいて災害応急活動等に従事するものであることの証明

(2) 「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」の写し

(3) 災害時支援体制組織図（連絡網）及び支部名簿

*必要とする書類の取り扱いについては、経営事項審査の申請の目的以外では使用しません。